

甲賀市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における空き家の情報提供を行い、空き家の有効活用を通じて、老朽化に係る危険を回避し、防犯及び公衆衛生等の環境を改善するとともに、定住促進による地域の活性化を図るため実施する甲賀市空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人又は法人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存する住宅、併用住宅及びその敷地で、登録時において宅地建物取引業者と媒介契約を締結していないものをいう。ただし、賃貸又は分譲等を目的とするものを除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内への定住又は定期的な滞在（以下「定住等」という。）を目的として、空き家の利用を希望する者をいう。
- (4) 宅建業者 甲賀市空き家バンク連絡会議に参加する宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者）をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的とする利用希望者に対し、情報提供を行う制度をいう。

(物件登録申込等)

第3条 空き家の登録を受けようとする所有者等（以下「物件登録希望者」という。）は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）
- (2) 宅建業者との空き家バンクに登録を希望する物件（以下「登録希望物件」という。）に係る媒介契約書の写し（賃貸物件にあっては登録希望物件に係る管

理契約書の写しを含む。)

(3) 物件登録希望者の身分を証するものの写し

(4) 登録希望物件に係る建物及び土地の登記簿謄本の写し又は所有権を証明できるもの

(5) 登録希望物件の図面等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 所有者等が次に掲げる者である場合は、前項の申込書を提出することができない。

(1) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納している者

(2) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（物件登録）

第4条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容等を審査し、適切であると認めるときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家を登録することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により当該物件登録希望者及び宅建業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により物件台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）のうち必要な事項を市のホームページ等に掲載し、利用希望者の閲覧に供するものとする。ただし、物件登録希望者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家であって、物件台帳に登録することが適当であると認める空き家の所有者等に対し、物件台帳への登録を勧奨することができる。

（物件登録事項の変更の届出）

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、物件登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録変更届書（様式第4号）に物件登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に提出

しなければならない。

2 市長は、前項の届書の提出があったときは、物件登録事項を変更するとともに、空き家バンク物件登録変更完了通知書（様式第5号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（物件登録事項の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を物件台帳及び市のホームページ等から削除するとともに、空き家バンク取消通知書（様式第6号）により当該物件登録者及び宅建業者に通知するものとする。ただし、第2号及び第3号の事由によるものについては、再登録を妨げない。

- （1） 当該空き家に係る所有権その他の権利に変動があったとき。
- （2） 第4条第1項の規定による登録から2年経過したとき。
- （3） 空き家バンク取消願書（様式第7号）の提出があったとき。
- （4） 物件登録者が第3条第2項各号に掲げる者となったとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、物件台帳に登録することが不適切であると認めるとき。

（利用希望者の資格）

第7条 利用希望者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- （1） 第3条第2項各号に掲げる者でないこと。
- （2） 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- （3） 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者であること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、空き家を利用させることが不適當であると認める者でないこと。

（利用登録申込等）

第8条 空き家バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）に空き家バンク利用誓約書（様式第9号）及び利用希望者の身分を証するものの写しを添えて、市長に提出するものとする。

（利用登録）

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容等を審査し、適切

であると認めるときは、空き家バンク利用希望者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第10号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録事項の変更の届出）

第10条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用者台帳の登録事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届書の提出があったときは、利用登録事項を変更するとともに、空き家バンク利用登録変更完了通知書（様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の登録の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利用登録事項を利用者台帳から削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第13号）により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第3号及び第4号の事由によるものについては、再登録を妨げない。

（1） 利用希望者が第7条各号の要件を満たさなくなると認められるとき。

（2） 第8条の申込書若しくは誓約書又は前条第1項の届出に虚偽の記載があったとき。

（3） 第9条第1項の規定による登録から2年経過したとき。

（4） 空き家バンク利用登録取消願書（様式第14号）の提出があったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、利用者台帳に登録することが不相当であると認めるとき。

（登録物件の現地見学）

第12条 空き家バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）の現地見学を希望する利用登録者は、市長に申込みするものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、関係者との日程調整を行い、登録物件の現地見学を実施するものとする。

（交渉の申込み等）

第13条 登録物件の売買、賃貸等の交渉を希望する利用登録者は、空き家バンク物件交渉申込書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該登録物件の物件登録者及び宅建業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者は、登録物件の売買、賃貸等について利用登録者と交渉を行い、その結果について遅滞なく市長に報告しなければならない。

4 市長は、登録物件の売買、賃貸等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第14条 物件登録者及び利用登録者は、物件台帳又は利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

（2） みだりに個人情報を複写し、又は複製しないこと。

（3） 個人情報を滅失することのないよう適正に管理すること。

（4） 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

（5） 個人情報の漏えい及び滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。